

商産第893-2号
令和4年1月4日

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会長 殿

商工労働部産業政策課長
(公印省略)

令和3年度危険物運搬車両指導取締りの実施結果について

平素から本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、御理解と御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、県では令和3年11月5日から12月2日までの間、沖縄県警と協力して高圧ガス配送車両に対する指導取締りを実施したところ、検査台数27台のうち16台（約6割）が高圧ガス保安法第23条第1項又は第2項に違反していることを確認しました。

今年度は、貴協会主体で保安推進月間中に防災訓練に代わる保安啓発活動として、沖縄本島、宮古島及び石垣島において「高圧ガス配送車両点検指導」が実施された中で、半数以上の車両に法令違反が確認されたことに大変憂慮しております。

高圧ガスの移動に関する保安基準は、事故の未然防止、事故発生時の措置対応及び被害拡大の防止に必要なものであります。

つきましては、今回の取締り結果について別添のとおり送付しますので、これを参考に今一度配送車両の自主点検をするよう貴会員に対し周知くださるようお願いいたします。

沖縄県商工労働部産業政策課

担当：産業基盤班 登野盛

TEL：098-866-2330

FAX：098-866-2440

E-mail：tonomors@pref.okinawa.lg.jp